

北斗市と函館工業高等専門学校の連携に関する協定書

(目的)

第1条 北斗市と独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「函館工業高等専門学校」という。）は、それぞれ保有する資源や情報、研究成果等を有機的に活用し、地域社会の発展や産業振興に寄与する事を目的として、相互に連携協力をを行うものとする。

(連携内容)

第2条 北斗市と函館工業高等専門学校が連携して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 人的・知的資源の交流
- (2) 产学官による地域連携の促進
- (3) それが主催する事業に対する協力・支援
- (4) 相互理解を促進するための情報の提供及び交換に関する事項
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

(経費)

第3条 北斗市と函館工業高等専門学校が連携協力をするための経費は、原則としてそれが負担する。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了日の6ヵ月前までに、いずれかからも協定の終了又は見直し等の申し入れがないときは、さらに3年ごとに更新するものとする。

(実施期日)

第5条 本協定は、締結日から効力を有する。

(補則)

第6条 本協定書に定める事項について疑義が生じたとき及びこの協定に定めない事項については、双方が誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、双方署名のうえ、各1通を保有する。

平成27年 6月22日

北斗市長

高谷洋輝

独立行政法人国立高等専門学校機構
函館工業高等専門学校長

但野茂、